

賃金規程別表（令和2年4月1日現在）

別表1 緊急訪問手当支給基準

緊急訪問手当については、下表のとおり支給額を定める。ただし、医療報酬または介護報酬の単価の改定により、手当支給額を増額し、または減額することがある。

報酬区分	支給条件	手当支給額
医療報酬	訪問時刻が18：00～22：00、または6：00～8：00の間にあるもの	3,000円
	訪問時刻が22：00～6：00の間にあるもの	4,000円
介護報酬	訪問時間が30分未満であるもの	3,000円
	訪問時間が30分以上60分未満であるもの	4,000円
	訪問時間が60分以上であるもの	5,000円

別表2 顔晴手当支給基準

顔晴手当については、下表のとおり支給額を定める。ただし、医療報酬または介護報酬の単価の改定により、手当支給額を増額し、または減額することがある。

① 訪問看護業務に従事する職員について

手当支給額	
(賃金計算期間における訪問件数－基準件数) × 400円	
基準件数	40件

② 相談業務に従事する職員について

手当支給額
賃金計算期間における訪問看護契約獲得件数 × 3,000円